

庄原市強靱化地域計画

令和3(2021)年5月策定

庄原市

目 次

第1章 計画策定における基本的事項	
1. 計画策定の背景	1
2. 国土強靱化基本計画	1
3. 計画策定の趣旨	1
4. 計画の位置づけ	1
5. 計画の推進期間	2
第2章 本市の特性	
1. 本市の概況	3
第3章 強靱化の基本的な考え方	
1. 想定するリスクの設定	8
2. 想定する大規模自然災害	8
3. 強靱化の目標	14
第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	15
2. 施策分野の設定	15
3. 脆弱性の評価	17
第5章 推進すべき施策の方針	
1. リスクシナリオごとの施策の方針	39
2. 重点化施策	68
第6章 計画の推進	
1. 計画の推進体制	69
2. 計画の進捗管理	69
3. 計画の見直し	69

第1章 計画策定における基本的事項

1. 計画策定の背景

我が国においては、地理的・自然的な特性から、これまで多くの大規模自然災害等による被害を受けてきたが、今後、21世紀前半に南海トラフ沿いでの大規模な地震の発生が懸念されるほか、首都直下地震や火山噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれが指摘されている。

こうした中、国においては、このような大規模自然災害等から、国民の生命、身体及び財産を保護すること、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つであるとし、限られた財源の中で、今すぐにも発生し得る大規模自然災害に備えて、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定めて、早急かつ的確に防災・減災に係る施策を進めることとした。

このため、大規模自然災害等に強い風土及び地域を作ることや、自らの生命及び生活を守ることができるよう、地域住民の力を向上させることが必要であることなどの基本的な考え方に基づき、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「国土強靱化基本法」という。)を制定した。

2. 国土強靱化基本計画

国においては、平成26(2014)年6月に、同法第10条第1項の規定に基づく「国土強靱化基本計画」(以下、「国の基本計画」という。)を閣議決定し、いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

を基本目標として、国土強靱化の基本的考え方、脆弱性の評価、国土強靱化の推進方針、計画の推進と不断の見直しに関する事項などを明示した。

平成30(2018)年12月には、計画策定後に発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加するとともに、災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、業務継続計画(BCP)の普及などをより一層推進するため、計画の見直しを行い、国土強靱化に向けた取り組みの加速化・深化を図ることとした。

3. 計画策定の趣旨

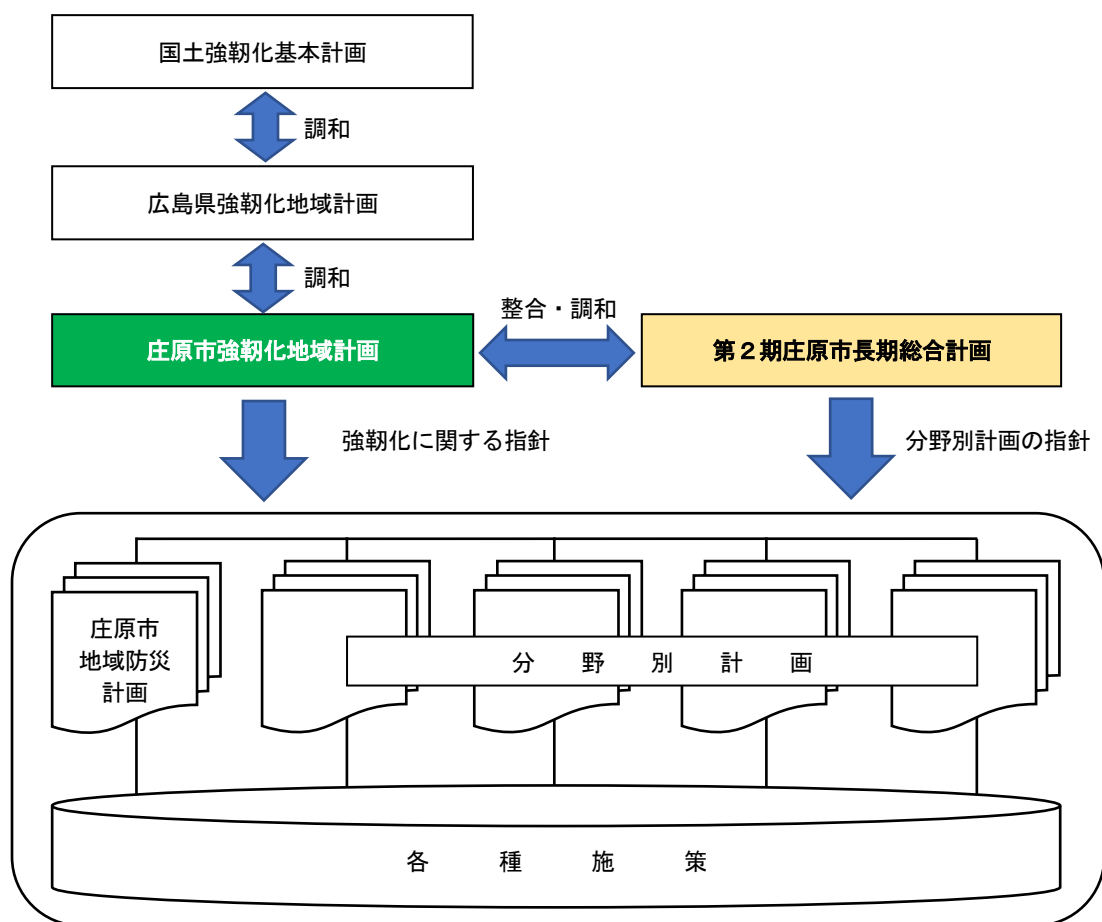
国土強靱化を実効あるものにするためには、国における取り組みのみならず、地方公共団体や民間事業者等の関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国の基本計画の策定に続き、地方公共団体においても「国土強靱化地域計画」を策定し、国と地方が一体となって強靱化の取り組みを推進していくことが求められている。

このため、本市では、「国土強靱化基本法」第13条に基づき、各分野における防災・減災に関する施策の充実・強化及び重点化を図るため、その指針となるべき計画として、「庄原市強靱化地域計画」(以下、「本計画」という。)を策定する。

4. 計画の位置づけ

本計画は、国の基本計画及び「広島県強靱化地域計画」(以下、「県計画」という。)との調和を図りつつ、本市の最上位の行政計画である「第2期庄原市長期総合計画」(以下、「市長期総合計画」という。)との整合・調和を図りながら、本市における強靱化に関する各種計画等の指針として定める。

■庄原市強靱化地域計画の位置づけ



5. 計画の推進期間

本計画は、市長期総合計画（平成28(2016)年度～令和7(2025)年度）との整合に配慮し、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とする。

ただし、本市を取り巻く社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 本市の特性

1. 本市の概況

(1) 位置・面積

平成17(2005)年3月31日に近隣の1市6町が合併して誕生した本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接する“県境のまち”である。中国山地の山々に囲まれた河川沿いに広がる盆地や流域の平坦地に、複数の市街地と大小の集落を形成している。

東西約53km、南北約42kmのおおむね四角形で、面積は香川県の3分の2に相当する1,246.49km²。広島県の約14%を占め、全国自治体の中で13番目、近畿以西では最大の広さ（令和元(2019)年10月1日現在）となっている。

■広島県における庄原市の位置



(2) 地勢及び地質

本市の地形は、標高150～200mの盆地をはじめ、全般的に緩やかな起伏の台地を形成している。北部の県境周辺部は、県内有数を誇る1,200m級の高峰と森林に囲まれ、この地の沢を源流域とした河川は、江の川水系（西城川・比和川・神之瀬川・田総川など）と高梁川水系（成羽川・帝釈川など）に分岐し、日本海、瀬戸内海に注いでいる。

地質は、大半が白亜紀末～古第三紀噴出といわれる高田流紋岩類、花崗岩類、吉舎安山岩類、作木火山岩類で占められる。高田流紋岩類は中国山地の中ではもっとも抗侵食性の大きい岩体で、道後山塊を除き、他の岩体よりも高位置にあることが多い。花崗岩類は風化の進んだ黒雲母花崗岩類が主体で、河谷に沿う地域では小奴可、比和、新市盆地西部のように浸食盆地が形成されている。また、河谷の花崗岩体には、広く山麓緩斜面を認めることができる。花崗岩類は、強風化すると指で壊れる程度の土砂状（マサ）となり、土としての凝集力や侵食抵抗力が極めて小さいため、造成しやすいが、反面、土砂災害の原因となりやすい。

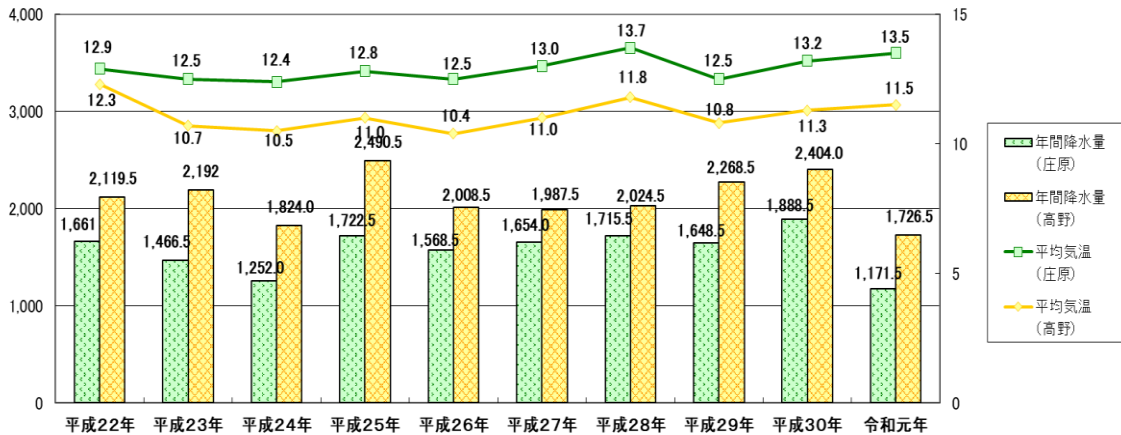
資料：「広島県北東部の侵食小起伏面」（村木信雄）

(3) 気候

広大な区域面積や中国山地に囲まれた地理的状况から、北部と南部では気象条件が異なり、特に気温、降水量、積雪量の多寡などにおいて違いがある。

■年平均気温・年間降水量の推移（庄原と高野）

単位：℃, mm



資料：広島地方気象台、広島気象年報

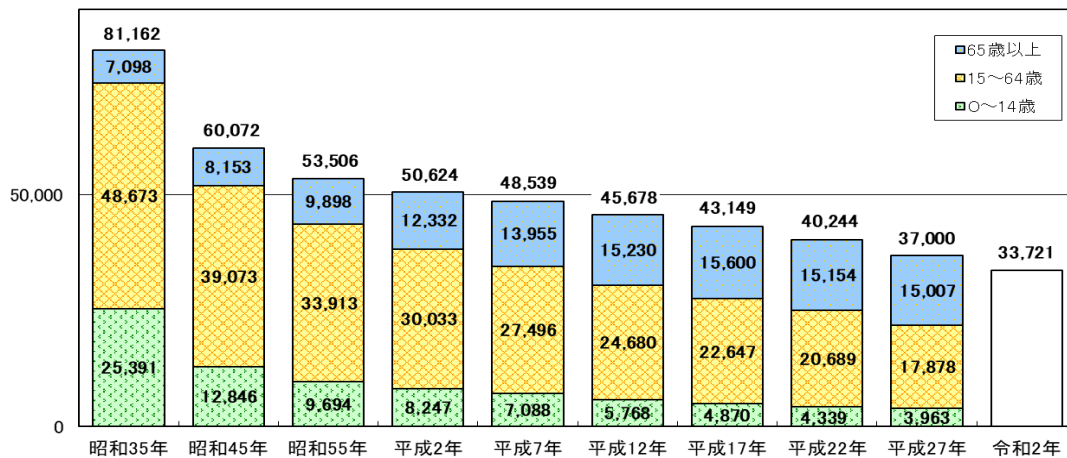
(4) 人口推移

本市の人口は、昭和35(1960)年の国勢調査で 81,162 人だったが、高度経済成長期における若年層の流出によって著しい減少を招き、以後も減少で推移している。

令和2(2020)年の国勢調査(速報値)では、33,721 人となっており、平成17(2005)年からの15年間で9,428 人、平成27(2015)年からの5年間で3,279 人の減少となっている。

■人口の推移

単位：人



注) 年齢不詳人口があるため、必ずしも合計人口と一致しない。

令和2年調査の集計結果は速報値のため年齢毎の内訳は未記載。

資料：国勢調査

国が示した将来人口推計(社人研「日本の地域別将来水圏人口 2018(H30)推計」に準拠)によると、令和42(2060)年には16,646 人に減少すると推計されている。

そうした中、本市では、令和2(2020)年度に「庄原市人口ビジョン」を改定し、市民と人口に関する認識の共有を図り、今後めざすべき将来の施策の方向性と人口の将来展望を示した。

この中で持続可能なまちづくりを行うため、また本市の人口減少対策を推進するため、目指すべき将来の方向を整理している。

また、庄原市人口ビジョンを基礎資料とし、令和2(2020)年度に「第2期庄原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、この中で4つの基本目標と3つの横断的目標を掲げ、人口減少を和らげるため、様々な取り組みを展開し、将来的にわたって活力ある地域社会の実現をめざすとしている。

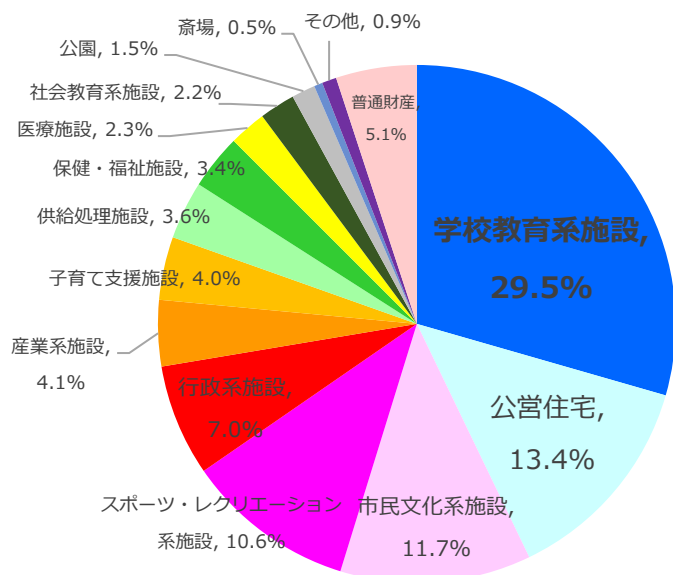
こうした施策に取り組むことにより、庄原市人口ビジョンにおいて、社人研による令和42(2060)年の推計人口16,646 人に対して、人口の将来展望18,800 人を維持するとしている。

(5) 公共施設等の状況

① 公共建築物

本市が保有する公共建築物の総延床面積は約37万㎡で、施設分類別では、学校教育系施設が最も多く 29.5%を占めており、続いて公営住宅が 13.4%、市民文化系施設が 11.7%、スポーツ・レクリエーション施設が 10.6%となっている。

■施設分類別延床面積割合



施設分類	延床面積(㎡)	割合
学校教育系施設	110,310	29.5%
公営住宅	50,179	13.4%
市民文化系施設	43,582	11.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	39,762	10.6%
行政系施設	26,107	7.0%
産業系施設	15,455	4.1%
子育て支援施設	14,762	4.0%
供給処理施設	13,584	3.6%
保健・福祉施設	12,863	3.4%
医療施設	8,707	2.3%
社会教育系施設	8,339	2.2%
公園	5,515	1.5%
斎場	1,985	0.5%
その他	3,308	0.9%
普通財産	18,912	5.1%
合計	373,370	100%

資料：庄原市公共施設等総合管理計画（平成28(2016)年3月策定）

また、築30年以上の施設は全体の4割を占めており、そのうち築40年以上の施設は約19%、築50年以上の施設は約7%となっている。

特に昭和50年代から合併直前の平成16(2004)年までの期間で多くの施設が整備されており、旧耐震基準で建設された施設の割合は約34%、新耐震基準で建設された施設の割合は約66%で、旧耐震基準で建設された施設のうち、耐震改修が未実施の施設の割合は約85%となっている。

② インフラ資産

ア. 道路

市道は実延長 1,600,719m (8,429,910㎡) で、その他農道 339,775m、林道 292,761m を管理している。

種別	主な施設	施設数量（令和元年末時点）	
		延長（m）	面積（㎡）
市道	路面（舗装等）	延長（m）	1,600,719
		面積（㎡）	8,429,910
	トンネル	箇所数	6
	道路照明	設置数	399
	道路標識	設置数	121
	法面・擁壁等	箇所数	666
農道	延長（m）	339,775	
林道	延長（m）	292,761	

資料：庄原市環境建設部建設課各種台帳

イ. 橋梁

市内全1,265本の橋梁のうち、昭和40年代から50年代にかけて集中的に建設されている。昭和40年代までに整備された橋梁はRC（鉄筋コンクリート）橋が多く、RC橋と入れ替わる形で昭和50年代以降はPC（プレストレストコンクリート）橋が増加し、橋梁材質の大半をPC橋が占めている。

ウ. 水道

本市の水道事業は、庄原地区・東城地区の上水道事業と各支所に点在する簡易水道事業において事業の運営を行っていたが、平成20(2008)年度に「簡易水道事業の統合計画」を策定し、平成28(2016)年度にすべての簡易水道の上水道事業への統合を実施し、1市1事業で事業運営を行っている。

平成26(2014)年度末時点で、水道管の総延長は542,354m。昭和60年代から平成10年代にかけて集中的に建設されており、大部分を管径300mm以下の配水管が占めている。

平成31(2019)年3月末日における水道普及率は75.1%で、平成18(2006)年度以降上昇しているが、県内平均の94.6%を大きく下回っている。

エ. 下水道

本市の下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業で集合処理を行っている。

令和2(2020)年度末時点で、下水道管の総延長は338,412m。平成5(1993)年から平成26(2014)年にかけて集中的に建設されており、橋梁や上水道より比較的近年に建設されている。

公共下水道事業では、浄化センターを4施設設置しており、公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づき更新及び維持管理を行っている。

農業集落排水事業では、6地区で処理施設を設置するとともに、コンポスト施設を2箇所設置しており、農業集落排水最適整備構想を策定し、その計画に基づき更新及び維持管理を行っている。

また、集合処理区域以外の地域を浄化槽区域として、市町村設置型浄化槽整備事業により水洗化に取り組んでおり、令和2(2020)年3月末日時点の設置数は1,639基である。

令和2(2020)年3月末日における汚水処理普及率は72.2%で、県内平均の88.8%を大きく下回っている。

(6) これまでの災害履歴（合併以後）

■本市に被害をもたらした主な災害（風水害）

災害名	被害	人的被害（人）		住家被害（棟）			
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
平成18年7月豪雨 (平成18(2006)年7月18日～19日)		0	0	0	0	3	77
平成18年台風13号 (平成18(2006)年9月16日～18日)		0	0	0	0	0	1
平成22年庄原市ゲリラ豪雨 (平成22(2010)年7月16日)		1	1	12	12	1	31
平成30年7月豪雨 (平成30(2018)年7月6日～7日)		0	0	2	23	56	194
令和2年7月豪雨 (令和2(2020)年7月13日～14日)		0	0	0	1	2	48

資料：「過去の豪雨災害を顧みて～江川上流域～昭和47年7月豪雨から40年」
(国土交通省中国地方整備局三次河川道事務所) 他

■本市で過去に震度4以上が観測された地震

発生日時	震央地名	マグニチュード	最大震度	地震の概要・観測点名
平成23(2011)年6月4日	島根県東部	5.2	震度4	震度4：高野町
平成23(2011)年11月21日	広島県北部	5.4	震度5弱	震度4：西城町大佐・高野町・ 口和町・中本町 ※震度5弱：三次市君田町
平成28(2016)年10月21日	鳥取県中部	6.6	震度6弱	震度4：高野町
平成30(2018)年4月9日	島根県西部	6.1	震度5強	震度4：高野町
平成30(2018)年6月26日	広島県北部	5.0	震度4	震度4：高野町・口和町

資料：気象庁ホームページ

■本市に被害をもたらした主な災害（雪害）

災害名	被害	人的被害（人）		住家被害（棟）			
		死者	負傷者	床上浸水	床下浸水	全壊	半壊
平成18年豪雪 (平成17(2005)年12月～ 平成18(2006)年3月)		3	24	0	0	1	1

資料：「平成18年豪雪における人的被害と住家被害の実態把握に関する研究」（深澤大輔）

第3章 強靱化の基本的な考え方

本市の特性と国の基本計画や県計画及び取り組みを踏まえ、想定されるリスクに対応するための強靱化の取り組みを推進する。

1. 想定するリスクの設定

本計画において想定する災害は、本市の地理的・自然的条件及び過去において発生した災害履歴や、広島県による地震被害想定調査等を勘案し、以下の大規模自然災害とする。

- (1) 台風や豪雨等による風水害
 - ① 洪水による浸水
 - ② 大雨による土石流・がけ崩れ等
- (2) 地震による災害
- (3) 暴風雪や豪雪による災害

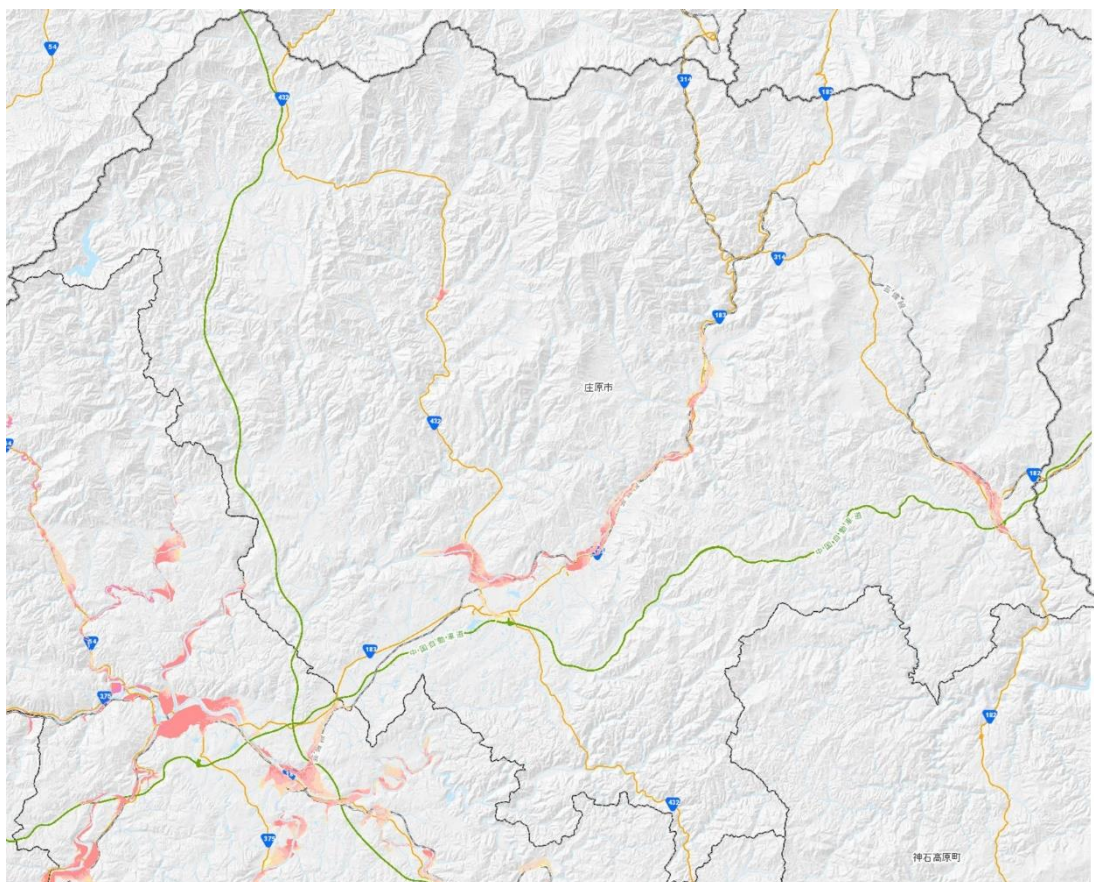
2. 想定する大規模自然災害

(1) 台風や豪雨等による風水害に関する被害想定

① 洪水による浸水想定

水防法第14条の規定に基づき指定された、江の川水系（西城川、比和川、戸郷川、国兼川）及び高梁川水系（成羽川）の浸水想定区域は、次のとおりである。

■浸水想定区域（想定最大規模）



資料：洪水ポータルひろしま (<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp>)

② 大雨による土石流・がけ崩れ等のおそれがある地域

土砂災害防止法に基づき、広島県により土砂災害計画区域等が指定された箇所数は次のとおりである。

(令和2(2020)年4月1日現在)

地域名	土石流		急傾斜地		地すべり		合計		
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
庄原市	庄原	461	435	785	759	7	0	1,253	1,194
	西城	381	357	343	342	8	0	732	699
	東城	331	317	627	621	6	0	964	938
	口和	161	160	212	210	5	0	378	370
	高野	108	99	144	140	9	0	261	239
	比和	178	173	230	230	1	0	409	403
	総領	163	161	177	176	1	0	341	337
合計	1,783	1,702	2,518	2,478	37	0	4,338	4,180	

資料：土砂災害ポータルひろしま (<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp>)

(2) 地震に関する被害想定

広島県が実施した「広島県地震被害想定調査報告書」(平成25(2013)年10月)の結果に基づき、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」及び「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

① 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次のア、イ、ウを基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

ア. 歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

イ. 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

ウ. 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

② どこでも起こりうる直下の地震

平成12(2000)年鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できないため、市役所本庁舎の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

■地震の想定ケース

地震タイプ	地震名（断層名等）	選定基準※1			マグニチュード ※2	今後30年以内 の発生確率	
		①	②	③			
プレート間の地震 （南海トラフ巨大地震）	南海トラフ巨大地震	○	○	○	9.0	—	
プレート内の地震 （日向灘及び南西諸島海溝周辺）	安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	6.7～7.4	40%	
地殻内の地震	中央構造線断層帯	讃岐山脈南縁－ 石鎚山脈北縁東部	—	○	○	8.0程度 もしくは それ以上	ほぼ0%～ 0.3%
		石鎚山脈北縁	—	○	○	7.3～8.0 程度	ほぼ0%～ 0.3%
		石鎚山脈北縁西部－伊予灘	—	○	○	8.0程度 もしくは それ以上	ほぼ0%～ 0.3%
	五日市断層帯	五日市断層	—	○	○	7.0程度	不明
		己斐－広島西縁断層帯	—	○	○	6.5程度	不明
	岩国断層帯	岩国断層帯	—	○	○	7.6程度	0.03%～2%
	安芸灘断層群	主部	—	○	○	7.0程度	0.1%～10%
		広島湾－岩国沖断層帯	—	○	○	7.4程度	不明
長者ヶ原断層帯	長者ヶ原断層－芳井断層	—	—	○	7.4	—	
どこでも起こりうる直下の地震	庄原市直下地震	—	—	○	6.9	—	

※1：選定基準

- ① 歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ② 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③ 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

※2：気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」（平成25（2013）年10月）

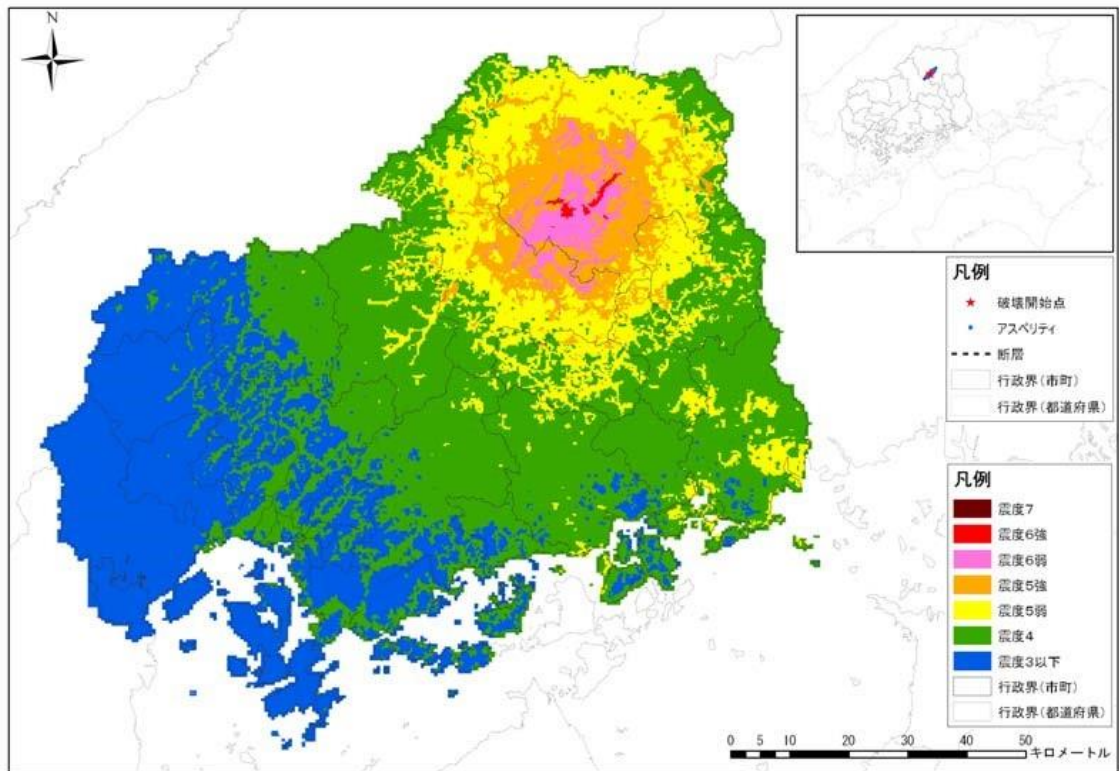
想定される被害規模は、総じて、「庄原市直下地震」が最も大きく、「南海トラフ巨大地震」、「安芸灘～伊予灘～豊後水道（以下、「安芸灘等地震」という。）」、「長者ヶ原断層-芳井断層（以下、「長者ヶ原等地震」という。）」の順で大きな被害が発生する見込みとなっている。

■本市に被害をもたらす主な4地震の概要（※被害規模の大きい順）

		庄原市直下地震	南海トラフ 巨大地震	安芸灘等地震	長者ヶ原等地震
震度分布	震度6弱以上の 面積割合	14.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	震度5以上6未満 の面積割合	72.5%	81.3%	23.6%	15.1%
建物被害	全壊棟数	1,900棟	250棟	46棟	17棟
	半壊棟数	5,069棟	930棟	116棟	49棟
	焼失棟数	9棟	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者数	119人	0人	0人	0人
	負傷者数	1,255人	24人	2人	0人
避難所避難者数(当日・1日後)		1,182人	163人	25人	9人
経済被害		1,043億円	291億円	133億円	84億円

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」（平成25（2013）年10月）

■震度分布図（庄原市直下地震）



資料：「広島県地震被害想定調査報告書」（平成 25 (2013) 年 10 月）

■本市における地震被害想定（1/2）

想定項目	想定地震	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁～ 石鎚山脈北 縁東部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁 西部～伊予灘	五日市断層	
		陸側ケース 津波ケース ¹	北から破壊	西から破壊	西から破壊	東から破壊	北から破壊	
		マグニチュード	9.0	7.4	8.0	8.0	8.0	7.0
		地震タイプ	プレート間	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
今後30年以内の発生確率	-	40%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	不明		
地震動・ 液状化	市全面積に対する震度分布	震度6弱以上の面積割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
		震度5以上6未満の面積割合	81.3%	23.6%	0.0%	0.0%	0.0%	
	〃 液状化危険度面積率	PL>15の面積割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
		PL>0の面積割合	26.8%	18.6%	0.0%	0.0%	0.0%	
土砂 災害	①急傾斜地 ②地すべり ③山腹崩壊	危険度ランクが高い箇所	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	
建物 被害	全壊の主な原因	液状化	液状化	-	-	-	-	
	全壊棟数（棟）	250	46	0	0	0	0	
	半壊棟数（棟）	930	116	0	0	0	0	
	焼失棟数（棟） ^{*1}	0	0	0	0	0	0	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間	冬・深夜	冬・深夜	-	-	-	-	
	死傷者の主な原因	-	-	-	-	-	-	
	死者数（人） ^{*2}	0	0	0	0	0	0	
	負傷者数（人） ^{*2}	24	2	0	0	0	0	
ライフ ライン 施設 被害	重傷者数（負傷者の内数）（人） ^{*2}	0	0	0	0	0	0	
	上水道（1日後の断水人口）（人） ^{*1}	223	0	0	0	0	0	
	下水道（1日後の機能支障人口）（人） ^{*1}	4,217	3,429	0	0	0	0	
	電力（直後の停電軒数） ^{*1}	0	0	0	0	0	0	
	通信（直後の固定電話不通回線数） ^{*1}	0	0	0	0	0	0	
	ガス（1日後の供給停止戸数） ^{*1}	-	-	-	-	-	-	
交通 施設 被害	道路（被害箇所数）	78	31	0	0	0	0	
	鉄道（被害箇所数）	41	12	0	0	0	0	
	港湾（揺れによる被害箇所数）	-	-	-	-	-	-	
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人） ^{*1}	163	25	0	0	0	0	
	帰宅困難者数（人） ^{*3}	1,437	1,437	461	377	411	377	
	物資需要量（当日・1日後）	食料の不足量（食） ^{*1}	587	90	0	0	0	0
		水（リットル） ^{*1}	668	0	0	0	0	0
		毛布（枚） ^{*1}	326	50	0	0	0	0
		仮設トイレ（基） ^{*1}	44	35	0	0	0	0
災害 廃棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t） ^{*1}	0	0	0	0	0	
	不燃物（万t） ^{*1}	1	0	0	0	0	0	
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人） ^{*4}	0	0	0	0	0	0	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人） ^{*1}	37	6	0	0	0	0	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）	0	0	0	0	0	0	
	文化財の被害件数（件） ^{*1}	0	0	0	0	0	0	
	孤立集落（集落）	0	0	0	0	0	0	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）	0	0	0	0	0	0	
	重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	使用に支障のある施設数 （棟） ^{*1}	0	0	0	0	0
0				0	0	0	0	
0				0	0	0	0	
経済 被害	直接被害（億円）	民間 ^{*1}	133	20	0	0	0	
		準公共 ^{*1}	10	3	0	0	0	
		公共 ^{*1}	148	110	0	0	0	
	合計（億円）	291	133	0	0	0	0	

*1：冬 18時、風速11m/s
 *2：冬 深夜、風速11m/s
 *3：昼12時
 *4：朝7時～8時

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」（平成 25(2013)年 10月）

■本市における地震被害想定 (2/2)

想定項目		想定地震	己斐-広島 西縁断層帯 (6.5)	岩国断層帯	安芸灘断層群 (主部)	安芸灘断層群 (広島湾-岩 国沖断層帯)	長者ヶ原断層 -芳井断層	庄原市 直下地震	
			北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊	—	
		マグニチュード	6.5	7.6	7.0	7.4	7.4	6.9	
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	
		今後30年以内の発生確率	不明	0.03~2%	0.1~10%	不明	不明	不明	
地震動・ 液状化	市全面積に対する震度分布	震度6弱以上の面積割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.0%	
		震度5以上6未満の面積割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.1%	72.5%	
	〃 液状化危険度面積率	PL>15の面積割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
		PL>0の面積割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	28.5%	
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	0	0	0	0	0	59	
	②地すべり		0	0	0	0	0	3	
	③山腹崩壊		0	0	0	0	0	42	
建物 被害	全壊の主な原因		-	-	-	-	液状化	揺れ	
	全壊棟数(棟)		0	0	0	0	17	1,900	
	半壊棟数(棟)		0	0	0	0	49	5,069	
	焼失棟数(棟) *1		0	0	0	0	0	9	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		-	-	-	-	-	冬・深夜	
	死傷者の主な原因		-	-	-	-	-	建物倒壊	
	死者数(人) *2		0	0	0	0	0	119	
	負傷者数(人) *2		0	0	0	0	0	1,255	
	重傷者数(負傷者の内数)(人) *2		0	0	0	0	0	193	
ライフ ライン 施設 被害	上水道(1日後の断水人口)(人) *1		0	0	0	0	0	9,167	
	下水道(1日後の機能支障人口)(人) *1		0	0	0	0	2,324	6,568	
	電力(直後の停電軒数) *1		0	0	0	0	0	1,288	
	通信(直後の固定電話不通回線数) *1		0	0	0	0	0	743	
	ガス(1日後の供給停止戸数) *1		-	-	-	-	-	-	
交通 施設 被害	道路(被害箇所数)		0	0	0	0	18	174	
	鉄道(被害箇所数)		0	0	0	0	10	94	
	港湾(揺れによる被害箇所数)		-	-	-	-	-	-	
生活 支障	避難所避難者数(当日・1日後)(人) *1		0	0	0	0	9	1,182	
	帰宅困難者数(人) *3		370	361	355	395	1,437	1,437	
	物資需要量(当日・1日後)	食料の不足量(食) *1		0	0	0	0	33	4,256
		氷(リットル) *1		0	0	0	0	0	27,501
		毛布(枚) *1		0	0	0	0	19	2,364
		仮設トイレ(基) *1		0	0	0	0	23	76
災害 廃棄物	災害廃棄物発生量	可燃物(万t) *1	0	0	0	0	0	4	
		不燃物(万t) *1	0	0	0	0	0	10	
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数(人) *4		0	0	0	0	0	1	
	災害時要援護者数(当日・1日後)(人) *1		0	0	0	0	2	268	
	危険物施設の被害箇所数(箇所)		0	0	0	0	0	3	
	文化財の被害件数(件) *1		0	0	0	0	0	1	
	孤立集落(集落)		0	0	0	0	0	0	
	ため池(災害発生の危険性が高いため池の箇所数)		0	0	0	0	0	1	
	重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	使用に支障のある施設数(棟) *1	0	0	0	0	0	4
				0	0	0	0	0	66
			0	0	0	0	0	1	
経済 被害	直接被害(億円)	民間 *1	0	0	0	0	8	749	
		準公共 *1	0	0	0	0	2	25	
		公共 *1	0	0	0	0	74	269	
	合計(億円)		0	0	0	0	84	1,043	

*1: 冬 19時、風速11m/s
 *2: 冬 深夜、風速11m/s
 *3: 昼12時
 *4: 朝7時~8時

資料:「広島県地震被害想定調査報告書」(平成25(2013)年10月)

3. 強靱化の目標

(1) 基本目標

本市の強靱化を推進する上での基本目標として、本市の特性等を考慮するとともに、国の基本計画、県計画を踏まえて次のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速な復旧復興に資すること

(2) 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標として、本市の特性等を考慮するとともに、県計画を踏まえて次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留るとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）は、国の基本計画及び県計画を参考にするとともに、本市の実情を踏まえて、34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

2. 施策分野の設定

脆弱性の評価を行う施策分野は、国の基本計画及び県計画を参考にするとともに、本市の実情を考慮しながら、次の9つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定する。

（1）個別施策分野（9分野）

- ① 行政機能／警察・消防／防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 情報通信
- ⑤ 産業構造
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 市土保全
- ⑧ 環境
- ⑨ 土地利用（市土利用）

（2）横断的分野（4分野）

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ・住民告知放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞
	5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
	7-5	農地・森林等の被害による荒廃
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

3. 脆弱性の評価

基本目標の実現に向け、今後必要となる強靱化の施策を明らかにするため、設定したリスクシナリオに対する本市の現状における脆弱性について評価を行った。

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

〔住宅・構築物等の耐震化〕

- 民間の住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化については、耐震改修の経済的負担が大きいく、そのための取り組みが遅れていることなどから、民間建築物の耐震化に資する取り組みを行っていく必要がある。
- 本市における住宅の耐震化率は、耐震計画策定時点で国・県平均と比べても低い状況にあることから、市民等への啓発活動をより一層推進する必要がある。
- 市有施設の耐震化については、これまでの各部局の耐震化等の取り組みだけでなく、全庁的な共通認識の下での更なる取り組みの強化が必要である。
- 大規模災害時の医療提供体制の維持を図るため、病院の耐震化を促進する必要がある。
- 災害発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する社会福祉施設の耐震化が必要である。

〔建築物等の老朽化対策〕

- 公共施設の老朽化が進行していることから、今後集中する施設設備の更新に備えるためには、「事後保全型」管理から「予防保全型」管理への転換や、「改築」から「長寿命化改修」への転換などにより、適切な維持管理等を行う必要がある。

〔公共土木施設等の老朽化対策〕

- 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会インフラの安全性や機能の低下が懸念されていることから、計画的に維持管理等を行う必要がある。

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行するとともに、自治組織や自主防災組織等との連携が求められていることから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図る必要がある。
- 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。
- 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めたマニュアルを作成するとともに、このマニュアルに基づく体制整備及び訓練等を実施する必要がある。

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する体制を確保する体制を整備することが必要である。
- 避難情報や災害情報を確実に市民等へ伝達するため、情報伝達施設の点検管理を行うとともに、計画的な更新・整備等を行う必要がある。

〔災害に強い道路ネットワークの構築〕

- 本市の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化、南海トラフ巨大地震等による緊急輸送道路の通行止めなどにより、災害時の復旧活動に支障を来す懸念があるため、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する必要がある。

〔市街地での防災機能の確保等〕

- 地震・火災などの災害に備えて、防災拠点や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。
- 消防水利が不足する地域があるとともに、消火栓については、地震発生時の地盤変動等による水道管の破損等による断水により、使用が不能になることが予測されることから、消防水利の確保、多様化が必要である。
- 避難路等の安全を確保するため、道路等へ併設するブロック塀等の安全点検及び安全対策の促進が必要である。

〔耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上〕

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者の養成や、耐震改修に有益な情報の共有化に取り組む必要がある。

〔既存建築物等の総合的な安全対策〕

- 住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。
- 人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、人口の構造的な問題から今後も増加していくものと考えられる管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、除却や適正管理等の対策が必要である。

〔家具固定の促進〕

- 過去の地震において、家具等の移動・転倒が多くの人被害を生じさせたことを踏まえ、引き続き家具固定率の向上を図る必要がある。

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

〔防災情報の提供等〕

- 水位周知河川等に指定されておらず、水害リスク情報（洪水浸水想定区域図）が公表されていない河川での洪水氾濫による被害が発生していることから、小規模河川における水害リスク情報の空白地域を解消する必要がある。
- 災害時に市民等が適切に避難行動を取るとともに、地域の防災力向上を図るため、ハザードマップ等を活用し、危険箇所や避難場所等の防災情報の周知を図る必要がある。

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行するとともに、自治組織や自主防災組織等との連携が求められていることから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図る必要がある。（再掲）
- 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。（再掲）
- 自主防災組織が大規模災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めたマニュアルを作成するとともに、このマニュアルに基づく体制整備及び訓練等を実施する必要がある。（再掲）

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。（再掲）
- 避難情報や災害情報を確実に市民等へ伝達するため、情報伝達施設の点検管理を行うとともに、計画的な更新・整備等を行う必要がある。（再掲）

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。（再掲）

〔下水道施設の減災対策〕

- 災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。

〔災害廃棄物処理計画に基づく対応〕

- 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を速やかに行える体制を構築する必要がある。
- 令和2（2020）年3月に策定した「庄原市災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため、県や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。

〔浄化槽対策〕

- 災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧を速やかに行う必要がある。
- 災害による下水道施設等の被災によって公衆衛生に重大な影響が生じないよう、浄化槽の実態把握が必要である。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。（再掲）

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行するとともに、自治組織や自主防災組織等との連携が求められていることから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図る必要がある。（再掲）
- 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。（再掲）
- 自主防災組織が大規模災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めたマニュアルを作成するとともに、このマニュアルに基づく体制整備及び訓練実施等を行う必要がある。（再掲）

〔土砂災害や山地災害の対策施設の整備〕

- 本市は約 4,300 箇所の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。
- 本市は多くの山地災害危険地区を抱えており、治山施設の整備等の対策には多く時間を要するため、ソフト対策にも取り組んでいく必要がある。

〔土砂災害計画区域等指定後の取り組みの推進〕

- 区域指定後も土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取り組みなど、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、市民の適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。

〔宅地耐震化の推進〕

- 近年の大地震において、盛土造成地の滑动崩落や、液状化被害が多数発生したことから、これらの宅地被害を防ぐため、宅地の耐震化を推進する必要がある。

〔災害廃棄物処理計画に基づく対応〕

- 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を速やかに行える体制を構築する必要がある。（再掲）
- 令和 2（2020）年 3 月に策定した「庄原市災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため、県や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。（再掲）

〔孤立化防止のためのインフラ整備〕

- 本市の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するとともに、異常気象による災害や通行規制が発生していることから、迂回路等を含め道路網を整備する必要がある。
- 陸上輸送が機能しない場合の対応を検討する必要がある。

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。（再掲）

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。(再掲)
- 避難情報や災害情報を確実に市民等へ伝達するため、情報伝達施設の点検管理を行うとともに、計画的な更新・整備等を行う必要がある。(再掲)

〔冬期交通の安全確保〕

- 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、除雪機械の増強や自動運転技術等を活用した熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める必要がある。

〔孤立化防止のためのインフラ整備〕

- 本市の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するとともに、異常気象による災害や通行規制が発生していることから、迂回路等を含め道路網を整備する必要がある。(再掲)
- 陸上輸送が機能しない場合の対応を検討する必要がある。(再掲)

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

〔広域応援体制の構築〕

- 大規模災害発生時において行政間での迅速かつ的確に応急措置等の広域支援を行うため、広域支援に関する協定等の締結を進めるとともに、協定に定めた人的・物的支援に支障が生じないように情勢変化等に応じた協定内容の見直しなどを検討する必要がある。

〔物資調達・供給の連携体制の整備〕

- 災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。
- 民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要がある。

〔非常用物資の備蓄の推進〕

- 市では、応急用の市備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による市全体における物資の備蓄確保を図る必要がある。

〔市営水道の供給体制の強化等〕

- 市内の上水道事業の基幹施設は耐震化が進んでいると言える状況にはないことから、災害に強い水道を構築するために、水道施設の耐震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。
- 管路の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため、計画的に更新事業を推進する必要がある。
- 市営水道施設に対し、簡易診断を実施し、耐震性能が不足する施設については、対策を実施する必要がある。

〔緊急輸送網の確保〕

- 本市の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化、南海トラフ巨大地震等による緊急輸送道路の通行止めなどにより、災害時の復旧活動に支障を来す懸念があるため、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する必要がある。(再掲)

〔民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備〕

- 大規模災害時に適切に対処するため、平素から各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。

〔災害対応能力の向上〕

- あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。

〔ボランティア体制の構築等〕

- 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入れ体制の構築が必要である。
- 自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取り組みの促進、並びに地域組織と市社会福祉協議会等との協働の更なる強化が必要である。

〔避難所の防災機能強化〕

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

〔非常用物資の備蓄の推進〕

- 市では、応急用の市備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による市全体における物資の備蓄確保を図る必要がある。(再掲)

〔災害対応能力の向上〕

- あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。(再掲)

〔孤立化防止のためのインフラ整備〕

- 本市の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するとともに、異常気象による災害や通行規制が発生していることから、迂回路等を含め道路網を整備する必要がある。(再掲)
- 陸上輸送が機能しない場合の対応を検討する必要がある。(再掲)

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲)

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 地域の重要な防災力である消防団(非常備消防)の団員の減少・高齢化が進行するとともに、自治組織や自主防災組織等との連携が求められていることから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。(再掲)
- 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めたマニュアルを作成するとともに、このマニュアルに基づく体制整備及び訓練実施等を行う必要がある。(再掲)

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

〔事業所等との協定〕

- 帰宅困難者に水、トイレ、道路状況等の情報提供を行えるよう、民間事業者との協定について検討する必要がある。

〔帰宅困難者対策の周知〕

- 災害時に、帰宅困難者に対し公共交通機関が運行を停止した場合の適切な行動を周知することが必要である。

〔非常用物資の備蓄の推進〕

- 市では、応急用の市備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による市全体における物資の備蓄確保を図る必要がある。(再掲)

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

〔緊急輸送路の確保〕

- 本市の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化、南海トラフ巨大地震等による緊急輸送道路の通行止めなどにより、災害時の復旧活動に支障を来す懸念があるため、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する必要がある。(再掲)

〔医療救護体制の強化〕

- 大規模災害に対応するためには、関係各機関が連携し、あらかじめ医療救護体制を構築しておく必要がある。
- 災害時における重症患者等を速やかに、二次・三次緊急医療機関へ搬送できるよう、ヘリポートの確保・整備や搬送路等の整備をはじめ、救急搬送体制の確保を行う必要がある。
- 災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。
- 災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。

〔病院の防災機能強化〕

- 大規模災害時の医療提供体制の維持を図るため、病院の耐震化を促進する必要がある。

〔医療・介護人材の育成〕

- 今後、高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少し、医療・介護サービスを支える人的資源が不足することに加え、大規模災害や感染症における急激な感染拡大が発生した場合、医療・介護需要に対応できるだけの人材を確保できないことが予測されるため、県・市・関係機関が緊密に連携した、人材確保等、医療・介護提供体制の構築に取り組む必要がある。

〔災害時の医療・福祉連携体制の強化〕

- 大規模災害時において、要配慮者のニーズに合わせて緊急支援を行う体制づくりが必要である。

〔事業者等との協定〕

- 民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要がある。(再掲)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

〔予防接種の推進〕

- 災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的な予防接種を促進する必要がある。

〔分散避難の啓発〕

- 新型コロナウイルス感染症など、感染力の強い感染症が流行している中で避難情報が発令された場合、市民が感染リスクを不安視して、避難の遅れや自宅に留まることがないように、市民の適切な避難行動を促進するための啓発を行う必要がある。

〔浄化槽対策〕

- 災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧を速やかに行う必要がある。(再掲)
- 災害による下水道施設等の被災によって公衆衛生に重大な影響が生じないように、浄化槽の実態把握が必要である。(再掲)

〔下水道施設の減災対策〕

- 災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。(再掲)

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

〔避難所の防災機能強化〕

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。(再掲)

〔避難所の感染防止対策〕

- 感染症が流行している状況下で避難所を開設する場合には、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染防止対策の徹底、避難所内の換気や避難者のスペース確保など、感染症対策に万全を期す必要がある。

〔非常用物資の備蓄の推進〕

- 市では、応急用の市備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による市全体における物資の備蓄確保を図る必要がある。(再掲)

〔医療資材などの確保〕

- 災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。(再掲)

〔心のケアなどの支援体制の整備・強化〕

- 大規模災害発生時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行う体制を整備・強化する必要がある。
- 各避難所において、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う必要がある。
- 災害時において、被災者の孤立死や自殺の発生防止、早期の生活再建を支援するため、被災者に対する支援を一体的に提供する体制を構築する必要がある。

〔ボランティア体制の構築等〕

- 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入れ体制の構築が必要である。(再掲)
- 自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取り組みの促進、並びに地域組織と市社会福祉協議会等との協働の更なる強化が必要である。(再掲)

〔要配慮者に対する支援〕

- 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないように、福祉避難所の確保を図っていく必要がある。
- 高齢者や障害者等の災害時要配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。

〔平時からの連携体制構築〕

- 災害時において被災された高齢者の支援を円滑に行うためには、平時から関係者の連携体制を強化する必要があるため、災害時も機能する地域包括ケアシステムを構築する必要がある。

〔浄化槽対策〕

- 災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧を速やかに行う必要がある。(再掲)
- 災害による下水道施設等の被災によって公衆衛生に重大な影響が生じないように、浄化槽の実態把握が必要である。(再掲)

〔下水道施設の減災対策〕

- 災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。(再掲)

〔遺体への適切な対応〕

- 地震・同時多発的な土砂災害などの発生により、広域に多数の死者が生じた場合、道路寸断等を考慮し、各所単位での検視態勢を早期に確立する必要がある。
- 死者が新型コロナウイルスなどの感染症に罹患している疑いがある場合等を想定し、感染防止資機材を事前に確保しておく必要がある。

〔特定動物等への対応〕

- 多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの動物のためのスペース確保に努める必要がある。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

〔庁舎の耐震化〕

- 市役所本庁・支所庁舎は、災害復興の拠点機能を備えている。被災により市役所庁舎が災害対策本部等として使用できない場合を想定し、耐震化や代替施設の確保及び代替施設を活用する想定訓練を行う必要がある。

〔執務環境、実施体制の維持確保〕

- 大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、実効性を高めるための取り組みを検討する必要がある。
- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。(再掲)

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲)
- 市の業務継続計画(BCP)について、訓練等の実施により計画の実効性を高め、内容の充実を図る必要がある。

〔広域応援体制の構築〕

- 大規模災害発生時において行政間での迅速かつ的確に応急措置等の広域支援を行うため、広域支援に関する協定等の締結を進めるとともに、協定に定めた人的・物的支援に支障が生じないように情勢変化等に応じた協定内容の見直しなどを検討する必要がある。(再掲)

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

〔庁舎の非常用電源の確保〕

- 大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、実効性を高めるための取り組みを検討する必要がある。(再掲)
- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。(再掲)

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。(再掲)
- 避難情報や災害情報を確実に市民等へ伝達するため、情報伝達施設の点検管理を行うとともに、計画的な更新・整備等を行う必要がある。(再掲)

4-2 テレビ・ラジオ・住民告知放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

〔災害情報伝達手段の多様化〕

- 気象情報や避難情報を迅速に入手するのに有効な手段である防災情報メールの存在及び入手できる情報の内容を市民に十分周知する必要がある。

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。(再掲)
- 避難情報や災害情報を確実に市民等へ伝達するため、情報伝達施設の点検管理を行うとともに、計画的な更新・整備等を行う必要がある。(再掲)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

〔自助・共助の取り組み強化〕

- 災害から被害を軽減していくため、市民一人一人の防災意識を高め、災害を「正しく恐れることが大切であること」を認識し、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、防災活動の周知や参画しやすい防災活動の実施、講座等による啓発や防災教育などに取り組む必要がある。

〔防災教育の推進〕

- 地域で行われる防災教室等への市民の一層の参加を促進するとともに、子育てサークルやサロン等における防災教室の担い手育成などの取り組みを通じて、市内の地域コミュニティにおける防災教室等へ参加しやすい環境を整えていく必要がある。

〔災害情報伝達手段の多様化〕

- 気象情報や避難情報を迅速に入手するのに有効な手段である防災情報メールの存在及び入手できる情報の内容を市民に十分周知する必要がある。(再掲)

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。(再掲)
- 避難情報や災害情報を確実に市民等へ伝達するため、情報伝達施設の点検管理を行うとともに、計画的な更新・整備等を行う必要がある。(再掲)

〔災害対応能力の向上〕

- あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。(再掲)

〔要配慮者に対する支援〕

- 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないよう、市の福祉避難所の確保を図っていく必要がある。(再掲)
- 高齢者や障害者等の災害時要配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。(再掲)
- 水防法等に基づき避難確保計画の作成が義務化されている要配慮者利用施設において、計画が未作成の施設があることから、計画策定を進める必要がある。

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 地域の重要な防災力である消防団(非常備消防)の団員の減少・高齢化が進行するとともに、自治組織や自主防災組織等との連携が求められていることから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。(再掲)
- 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めたマニュアルを作成するとともに、このマニュアルに基づく体制整備及び訓練等を実施する必要がある。(再掲)

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

〔事業継続の取り組みの推進〕

- 災害が発生したとしても、企業が災害時に果たす役割を認識し、各企業において重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、経済活動の早期復旧につながる支援体制の構築を図る必要がある。
- 被災した農林漁業者等の復旧を支援し、生産体制の確保と経営の安定につながる支援体制の構築を図る必要がある。
- 被災により失業した被災者の生活基盤を確保するため、雇用支援体制の構築を図る必要がある。

〔陸上交通網の確保〕

- 陸上輸送が機能しない場合の対応を検討する必要がある。（再掲）
- 災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため、道路の改良や橋梁の耐震、道路法面对策を進める必要がある。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

〔有害物質流出対策〕

- 災害時において、有害物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した有害物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。

5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

〔災害に強いインフラ整備〕

- 本市の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化、南海トラフ巨大地震等による緊急輸送道路の通行止めなどにより、災害時の復旧活動に支障を来す懸念があるため、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する必要がある。（再掲）
- 本市は約 4,300 箇所 of 土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。（再掲）
- 洪水による浸水等を防ぐため河川の堆積土等の除去及び護岸の改修整備を進める必要がある。
- 近年、激甚化、頻発化する豪雨等により、河川の増水及び内水氾濫等による浸水被害の多発が考えられることから、その流域の持つ保水・遊水機能を確保するなど、治水対策の充実、推進が必要である。

〔交通安全施設等の整備〕

- 老朽化した交通安全施設の更新を行うとともに、道路状況等の情報提供や交通規制を広域的かつ総合的に行う必要がある。

〔交通規制の実施〕

- 災害時において、必要な場合は速やかに交通規制等を行い、交通の安全と緊急車両の通行確保を図る必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

〔物資調達・供給の連携体制の整備〕

- 災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。(再掲)

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響

〔用水供給施設の老朽化対策〕

- 老朽化が進む上水道、農業水利施設の維持管理、機能強化を進める必要がある。

- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

〔再生可能エネルギーの導入促進〕

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。（再掲）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

〔市営水道の供給体制の強化等〕

- 市内の上水道事業の基幹施設は耐震化が進んでいると言える状況にはないことから、災害に強い水道を構築するために、水道施設の耐震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。（再掲）
- 管路の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため、計画的に更新事業を推進する必要がある。（再掲）
- 市営水道施設に対し、簡易診断を実施し、耐震性能が不足する施設については、対策を実施する必要がある。（再掲）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〔下水道施設の減災対策〕

- 災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。（再掲）

〔浄化槽対策〕

- 災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧を速やかに行う必要がある。（再掲）
- 災害による下水道施設等の被災によって公衆衛生に重大な影響が生じないように、浄化槽の実態把握が必要である。（再掲）

〔災害廃棄物処理計画に基づく対応〕

- 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を速やかに行える体制を構築する必要がある。（再掲）
- 令和2（2020）年3月に策定した「庄原市災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため、県や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。（再掲）

6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

〔緊急輸送体制の整備〕

- 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、被災者及び災害対策要員の輸送のみならず、市民の日常生活や経済活動の復旧に伴い、通勤・通学等の移動手段を確保する必要がある。

〔災害に強いインフラ整備〕

- 本市の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化、南海トラフ巨大地震等による緊急輸送道路の通行止めなどにより、災害時の復旧活動に支障を来す懸念があるため、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する必要がある。(再掲)
- 本市は約 4,300 箇所 of 土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。(再掲)
- 洪水による浸水等を防ぐため、河川の堆積土等の除去及び護岸の改修整備を進める必要がある。(再掲)
- 近年、激甚化、頻発化する豪雨等により、河川の増水及び内水氾濫等による浸水被害の多発が考えられることから、その流域の持つ保水・遊水機能を確保するなど、治水対策の充実、推進が必要である。(再掲)

〔交通安全施設等の整備〕

- 老朽化した交通安全施設の更新を行うとともに、道路状況等の情報提供や交通規制を広域的かつ総合的に行う必要がある。(再掲)

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行するとともに、自治組織や自主防災組織等との連携が求められていることから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図る必要がある。（再掲）
- 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。（再掲）
- 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めたマニュアルを作成するとともに、このマニュアルに基づく体制整備及び訓練等を実施する必要がある。（再掲）

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。（再掲）

〔市街地での防災機能の確保等〕

- 地震・火災などの災害に備えて、防災拠点や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。（再掲）
- 消防水利が不足する地域があるとともに、消火栓については、地震発生時の地盤変動等による水道管の破損等による断水により、使用が不能になることが予測されることから、消防水利の確保、多様化が必要である。（再掲）

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

〔住宅・建築物等の耐震化〕

- 庄原市直下の地震による想定被害では、震度6強の地震が発生する可能性があることとされている一方、本市の建築物の耐震化は、一部を除き、全国と比較して低い状況にあることから、耐震化を推進する必要がある。

〔既存建築物等の総合的な安全対策〕

- 住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。

〔孤立化防止のためのインフラ整備〕

- 本市の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するとともに、異常気象による災害や通行規制が発生していることから、迂回路等を含め道路網を整備する必要がある。（再掲）
- 陸上輸送が機能しない場合の対応を検討する必要がある。（再掲）

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

〔土砂災害や山地災害の対策施設の整備〕

- 本市は多くの山地災害危険地区を抱えており、治山施設の整備等の対策には多く時間を要するため、ソフト対策にも取り組んでいく必要がある。

〔農業用ため池、水利施設の老朽化対策〕

- 農業用ため池が利用されず放置されている箇所が増加しているため、利用の実態や管理者を事前に把握するとともに、計画的に整備を進める必要がある。
- 今後、水利施設（ダム、水路、頭首工、揚水機場など）の老朽化が進行する施設が増加するため、施設の機能低下や機能不全により農業生産活動のみならず農山村地域の日常生活への影響が懸念されることから、計画的に整備を進める必要がある。

〔地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策〕

- 地すべり防止施設、集落排水施設の機能低下や機能不全により、農業生産活動のみならず農村地域の生活環境への影響が懸念されることから、計画的に整備を進める必要がある。
- 基幹的な農道の機能低下や機能不全により、農業生産に必要な流通のみならず農山村地域の日常生活への影響が懸念されることから、計画的に整備を進める必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

〔有害物質流出対策〕

- 災害時において、有害物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した有害物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。（再掲）

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

〔農地・森林等の保全の取り組み〕

- 人口減少や高齢化の進行等により、保全管理ができない農地や農業用施設が増加するとともに、有害鳥獣による食害等の問題が深刻化する中で、これらが有する防災機能（下流域の湛水防止など）の低下が懸念されることから、担い手の確保及び施設の長寿命化等の取り組みを進める必要がある。
- 管理の不十分な森林が拡大し、水源かん養や市土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、手入れ不足の人工林の解消や多様な主体が参加する保全活動を拡大させていく取り組みが必要である。

(8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〔災害廃棄物処理計画に基づく対応〕

- 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を速やかに行える体制を構築する必要がある。
(再掲)
- 令和2(2020)年3月に策定した「庄原市災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため、県や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。(再掲)

8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

〔建設業の担い手確保〕

- 建設産業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧など、地域の安全・安心を担っているが、市内の建設業就業者数は年々減少し、年齢構成では若年層の割合が低く高齢化が進行している。今後も地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図っていくためには、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保に取り組む必要がある。

〔建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備〕

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者の養成や、耐震改修に有益な情報の共有化に取り組む必要がある。
- 迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時における連絡体制の整備や被災建築物の危険度を判定する技術者の育成・確保に向けた取り組みが必要である。
- 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定体制を整備する必要がある。

〔地籍調査の推進〕

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておく必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 地域の重要な防災力である消防団(非常備消防)の団員の減少・高齢化が進行するとともに、自治組織や自主防災組織等との連携が求められていることから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。(再掲)
- 自主防災組織が大規模災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めたマニュアルを作成するとともに、このマニュアルに基づく体制整備及び訓練等を実施する必要がある。(再掲)

〔自助・共助の取り組み強化〕

- 災害から被害を軽減していくため、市民一人一人の防災意識を高め、災害を「正しく恐れることが大切であること」を認識し、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、防災活動の周知や参画しやすい防災活動の実施、講座等による啓発や防災教育などに取り組む必要がある。(再掲)

〔平時からの連携体制構築〕

- 災害時において被災された高齢者の支援を円滑に行うためには、平時から関係者の連携体制を強化する必要があるため、災害時も機能する地域包括ケアシステムを構築する必要がある。(再掲)

〔市街地での防災機能の確保等〕

- 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、公園や緑地を適切に配置する必要がある。
- 地震・火災などの災害に備えて、防災拠点や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。(再掲)
- 避難路等の安全を確保するため、道路等へ併設するブロック塀等の安全点検及び安全対策の促進が必要である。(再掲)

〔被災者の住宅確保〕

- 大規模災害時などに、建物倒壊等により住居を失った被災者に対して、居住場所を早期に確保する必要がある。

〔文化財の保護〕

- 国、県及び市指定文化財について、耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する必要がある。

〔農地・森林等の保全取り組み〕

- 人口減少や高齢化の進行等により、保全管理ができない農地や農業用施設が増加し、また、有害鳥獣による食害等の問題が深刻化する中で、これらが有する防災機能（下流域の湛水防止など）の低下が懸念されることから、担い手の確保等の取り組みを進める必要である。(再掲)
- 管理の不十分な森林が拡大し、市土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、手入れ不足の人工林の解消や多様な主体が参加する保全活動を拡大させていく取り組みが必要である。(再掲)

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

〔事業用地の確保〕

- 所有者不明土地や多数共有地（相続人多数）が存在する場合、土地所有者の特定、取得に時間を要することから、平時から適地を選定し所有者等を調査しておく必要がある。

〔被災者の住宅確保〕

- 大規模災害時などに、建物倒壊等により住居を失った被災者に対して、居住場所を早期に確保する必要がある。(再掲)

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等の甚大な影響

【正確な情報提供】

- 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する必要がある。

【事業継続の取り組みの推進】

- 災害が発生したとしても、企業が災害時に果たす役割を認識し、各企業において重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。（再掲）
- 被災した農林漁業者等の復旧を支援し、生産体制の確保と経営の安定につながる支援体制の構築を図る必要がある。（再掲）
- 被災により失業した被災者の生活基盤を確保するため、雇用支援体制の構築を図る必要がある。（再掲）

第5章 推進すべき施策の方針

1. リスクシナリオごとの施策の方針

第4章の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に係る本市の脆弱性の評価及び本市の各種部門計画等を踏まえ、リスクシナリオごとの施策の方針を、以下のとおり設定した。

なお、「推進すべき施策の方針」に係る個別事業については、別冊「庄原市強靱化地域計画年次事業一覧」へ明記する。

凡例

- ・ 施策分野（【隅付き括弧】で「施策分野」（第4章2(1)及び(2)）を示す。）
（個別）【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【住宅・都市】、【保健医療・福祉】、【情報通信】、
【産業構造】、【交通・物流】、【市土保全】、【環境】、【土地利用(市土利用)】
（横断）【リスクコミュニケーション】、【人材育成】、【官民連携】、【老朽化対策】
- ・ 関係部署（【角括弧】で関係部署を示す。）

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

【住宅・構築物等の耐震化】

- 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する防災拠点建築物について、耐震化を促進する。
- 県、市及び関係団体等が連携し、引き続き計画的な耐震化が行われるよう市内の住宅・建築物の耐震化を呼びかける。 【住宅・都市】 【都市整備課】

- 市有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組み等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。
【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【住宅・都市】、【保健医療・福祉】 【都市整備課】

- 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助等により耐震化の促進を図る。
- 災害発生時においても医療機関の診療機能を維持し、患者の安全・安心を確保するため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。 【保健医療・福祉】 【保健医療課】

- 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助等により耐震化の促進を図る。
【保健医療・福祉】 【社会福祉課、高齢者福祉課】

【建築物等の老朽化対策】

- 市有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取り組み等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成するとともに、計画的な予防保全と長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で改修・更新を行う。
【老朽化対策】 【企画課】

【公共土木施設等の老朽化対策】

- 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、個々の施設を適切に修繕するため、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取り組みを実施する。

【人材育成】、【老朽化対策】 【建設課】

【危機管理体制の維持・強化】

- 県・市の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。
- 県の地域防災計画に基づいて、平成25(2013)年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策を、県、市、関係団体が一体となって引き続き推進していく。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【官民連携】 【危機管理課】

【消防団・自主防災組織の充実・強化】

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取り組みを行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。
- 防災リーダーの養成及び技能向上の取り組みを、引き続き、県と連携して実施し、自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】、【人材育成】

【危機管理課】

【情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備】

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、庄原市地域情報化計画に基づき整備した、超高速情報通信網及び住民告知端末を適切に管理運営する。
- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営する。
- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等の運用及び維持管理を継続する。
- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市庁舎等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に管理運営する。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【情報通信】

【管財課、行政管理課、危機管理課】

【災害に強い道路ネットワークの構築】

- 「庄原市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に道路改良や橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。

【住宅・都市】、【交通・物流】 【建設課】

〔市街地での防災機能の確保等〕

- 地震・火災などの災害に備えて、広域的な防災避難拠点となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を推進する。
- 避難路などの総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策等の取り組みを県と連携を図りながら引き続き推進する。

【住宅・都市】 【都市整備課】

- 地震・火災などの災害に備えて、消火栓のみに頼らないよう消防水利の適正な配置及び整備を推進する。

【住宅・都市】 【危機管理課】

〔耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上〕

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取り組みを引き続き推進する。

【住宅・都市】、【人材育成】、【老朽化対策】 【都市整備課】

〔既存建築物等の総合的な安全対策〕

- 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取り組みを県と連携を図りながら引き続き推進する。
- 避難路沿道建築物に該当するブロック塀については、「庄原市ブロック塀等安全確保事業補助制度」の普及啓発を実施し、除却や建替えを支援する。
- 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、県と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。
- 県と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀や建物の所有者への指導などにより安全対策を引き続き推進する。

【住宅・都市】 【都市整備課】

〔家具固定の促進〕

- いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、県及び関係機関等との連携による普及啓発をはじめ、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促進していく。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】、【官民連携】

【危機管理課】

〔その他〕

- 水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道施設の整備を進めるとともに、ハザードマップを活用するなかで、市民との合意形成を基本に建築物の床の高さを定める等の土地利用規制など、県など関係機関と連携し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。

【住宅・都市】 【建設課、都市整備課、下水道課】

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

〔防災情報の提供等〕

- 浸水が想定される区域や土砂災害の危険性のある区域の他、指定緊急避難場所、避難経路等災害に関する総合的な資料をとりまとめたハザードマップの作成・更新を行うとともに、市民一人一人が平時からの避難について考え、危険が迫る前に適切に避難行動を取るよう周知・啓発に努める。
【市土保全】 【危機管理課】

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取り組みを行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。（再掲）
- 防災リーダーの養成及び技能向上の取り組みを、引き続き、県と連携して実施し、自主防災組織の活性化や設立に取り組む。（再掲）
- 県と市が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】、【人材育成】

【危機管理課】

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、庄原市地域情報化計画に基づき整備した、超高速情報通信網及び住民告知端末を適切に管理運営する。（再掲）
- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営する。（再掲）
- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等の運用及び維持管理を継続する。（再掲）
- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市庁舎等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に管理運営する。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【情報通信】

【管財課、行政管理課、危機管理課】

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 県・市の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。（再掲）
- 県の地域防災計画に基づいて、平成25(2013)年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策を、県、市、関係団体が一体となって引き続き推進していく。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【官民連携】 【危機管理課】

〔下水道施設の減災対策〕

- 下水道施設の浸水対策、耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに業務継続計画（BCP）の作成など、ハード・ソフト一体となった取り組みを推進していく。

【住宅・都市】 【下水道課】

〔災害廃棄物処理計画に基づく対応〕

- 「庄原市災害廃棄物処理計画」（令和2（2020）年3月策定）及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」（令和元（2019）年5月）を基に、県や関係団体等と連携した研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、必要に応じてこれら計画やマニュアルの見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。

【環境】 【環境政策課】

〔浄化槽対策〕

- 災害からの復旧時における災害廃棄物の適切かつ迅速な処理及び浄化槽の復旧支援を引き続き行う。
- 県や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市が行う浄化槽台帳の整理等を着実にを行う。

【環境】 【環境政策課、下水道課】

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 県・市の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。（再掲）
- 県の地域防災計画に基づいて、平成25（2013）年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策を、県、市、関係団体が一体となって引き続き推進していく。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【官民連携】 【危機管理課】

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取り組みを行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。（再掲）
- 防災リーダーの養成及び技能向上の取り組みを、引き続き、県と連携して実施し、自主防災組織の活性化や設立に取り組む。（再掲）
- 県と市が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】、【人材育成】
【危機管理課】

〔土砂災害や山地災害の対策施設の整備〕

- 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の計画的な点検・修繕を実施する。
- 山地災害危険地区の情報等をホームページで公表するなど、市民の適切な避難実施に必要な情報の提供に取り組んでいく。

【産業構造】、【市土保全】 【危機管理課、建設課】

〔土砂災害計画区域等指定後の取り組みの推進〕

- 土砂災害の危険性のある区域の他、指定緊急避難場所、避難経路等災害に関する総合的な資料をとりまとめたハザードマップの作成・更新を行うとともに、市民一人一人が平時からの避難について考え、危険が迫る前に適切に避難行動を取るよう周知・啓発に努める。

【市土保全】 【危機管理課】

〔宅地耐震化の推進〕

- 大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、ハザードマップの高度化による宅地の安全性の「見える化」及び宅地の耐震化の推進等の事前対策を進める。

【市土保全】 【都市整備課】

〔災害廃棄物処理計画に基づく対応〕

- 「庄原市災害廃棄物処理計画」（令和2（2020）年3月策定）及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」（令和元（2019）年5月）を基に、県や関係団体等と連携した研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、必要に応じてこれら計画やマニュアルの見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。（再掲）

【環境】 【環境政策課】

〔孤立化防止のためのインフラ整備〕

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。

【住宅・都市】、【産業構造】、【交通・物流】、【市土保全】、【老朽化対策】 【建設課】

- 陸上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用する必要があるため、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続きヘリポートの確保及び維持管理等に努める。

【交通・物流】 【危機管理課】

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 県・市の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【官民連携】 【危機管理課】

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、庄原市地域情報化計画に基づき整備した超高速情報通信網及び住民告知端末を適切に管理運営する。（再掲）
- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営する。（再掲）
- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等の運用及び維持管理を継続する。（再掲）
- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市庁舎等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に管理運営する。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【情報通信】

【管財課、行政管理課、危機管理課】

〔冬期交通の安全確保〕

- 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、除雪機械の増強や自動運転技術等を活用した熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。

【交通・物流】 【建設課】

〔孤立化防止のためのインフラ整備〕

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。(再掲)

【住宅・都市】、【産業構造】、【交通・物流】、【市土保全】、【老朽化対策】 [建設課]

- 陸上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用する必要があるため、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続きヘリポートの確保及び維持管理等に努める。(再掲) 【交通・物流】 [危機管理課]

施策に関連する指標	現状値	目標値
多数の者が利用する建築物の耐震化率	88.8% (R2)	設定しない (目指す姿 R12 100%)
住宅の耐震化率	67.6% (R2)	78.4% (R7)
耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	25.0% (R2)	概ね解消 (R7)
消防団員充足率	92.2% (R1)	95.7%以上 (R6)
自主防災組織の組織率	75.7% (R1)	80.0%以上 (R6)
住民告知端末の整備率	82.3% (R1)	80.0%以上 (R6)
市道改良率	69.5% (R1)	72.3%以上 (R6)

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

〔広域応援体制の構築〕

- 大規模災害発生時の人的・物的支援については、広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、県も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練等を通して実効性を強化していく。
【行政機能／警察・消防／防災教育等】 【危機管理課】

〔物資調達・供給の連携体制の整備〕

- 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、市と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保に努める。
- 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し、災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。
- 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【交通・物流】、【官民連携】 【危機管理課】

〔非常用物資の備蓄の推進〕

- 応急用の市備蓄物資や民間備蓄との連携等による市全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。

【保健医療・福祉】 【危機管理課】

〔市営水道の供給体制の強化等〕

- 水道施設の耐震化計画を策定し、計画的な耐震化を推進する。
また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるよう検討する。
- 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、県が、令和2(2020)年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取り組みを進めていく。

【住宅・都市】、【老朽化対策】 【水道課】

〔緊急輸送網の確保〕

- 「庄原市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に道路改良や橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。(再掲)

【住宅・都市】、【交通・物流】 【建設課】

〔民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備〕

- 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【交通・物流】、【官民連携】 【危機管理課】

〔災害対処能力の向上〕

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、県や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。
- 関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】 [危機管理課]

〔ボランティア体制の構築等〕

- 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を更に充実させる取り組みを推進する。
- 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。
- 地域組織と市社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる市社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。
- 感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため、感染症対策の徹底等に留意して、適切な対応が取られるように、市と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。

【保健医療・福祉】、【リスクコミュニケーション】、【人材育成】

[社会福祉課、生涯学習課]

〔避難所の防災機能強化〕

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【産業構造】 [危機管理課]

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

〔非常用物資の備蓄の推進〕

- 応急用の市備蓄物資や民間備蓄との連携等による市全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲)

【保健医療・福祉】 [危機管理課]

〔災害対処能力の向上〕

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、県や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。(再掲)
- 関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。

(再掲) 【行政機能／警察・消防／防災教育等】 [危機管理課]

〔孤立化防止のためのインフラ整備〕

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。(再掲)

【住宅・都市】、【産業構造】、【交通・物流】、【市土保全】、【老朽化対策】 [建設課]

- 陸上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用する必要があるため、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続きヘリポートの確保及び維持管理等に努める。(再掲) 【交通・物流】 [危機管理課]

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 県・市の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【官民連携】 [危機管理課]

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取り組みを行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。(再掲)
- 防災リーダーの養成及び技能向上の取り組みを、引き続き、県と連携して実施し、自主防災組織の活性化や設立に取り組む。(再掲)
- 県と市が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲)

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】、【人材育成】

[危機管理課]

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

〔事業所等との協定〕

- 協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を踏まえた協力店舗の確保・拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【官民連携】 [危機管理課]

〔帰宅困難者対策の周知〕

- 帰宅困難者対策として、市民や企業等に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、関係機関の協力を得て、一時的な宿泊場所を確保する。

【住宅・都市】、【交通・物流】 [危機管理課]

〔非常用物資の備蓄の推進〕

- 応急用の市備蓄物資や民間備蓄との連携等による市全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲)

【保健医療・福祉】 [危機管理課]

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

〔緊急輸送路の確保〕

- 「庄原市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に道路改良や橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。(再掲)

【住宅・都市】、【交通・物流】 [建設課]

〔医療救護体制の強化〕

- 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄及び流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。
- 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。
- 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し及び備蓄更新を行う。

【保健医療・福祉】 【危機管理課、保健医療課】

- 災害時に重症患者等を速やかに搬送できるよう、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用する必要があるため、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続きヘリポートの確保及び維持管理等に努める。

【保健医療・福祉】 【危機管理課】

〔病院の防災機能強化〕

- 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助等により耐震化の促進を図る。（再掲）
- 災害発生時においても、医療機関の診療機能を維持し患者の安全・安心を確保するため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。（再掲）

【保健医療・福祉】 【保健医療課】

〔医療・介護人材の育成〕

- 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、県や関係機関と連携し、医療・介護人材の養成・確保のための取り組みを引き続き推進する。

【保健医療・福祉】 【高齢者福祉課、保健医療課】

〔災害時の医療・福祉連携体制の強化〕

- 災害時に、関係機関の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う医療職と福祉関係職の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する。

【保健医療・福祉】 【社会福祉課、高齢者福祉課、保健医療課】

〔事業者等との協定〕

- 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【交通・物流】、【官民連携】 【危機管理課】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

〔予防接種の推進〕

- 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的予防接種を積極的に実施する。

【保健医療・福祉】 【保健医療課】

〔分散避難の啓発〕

- 市民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保及び避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】 【危機管理課】

〔浄化槽対策〕

- 災害からの復旧時における災害廃棄物の適切かつ迅速な処理及び浄化槽の復旧支援を引き続き行う。(再掲)
- 県や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市が行う浄化槽台帳の整理等を着実にを行う。(再掲) **【環境】** **【環境政策課、下水道課】**

〔下水道施設の減災対策〕

- 下水道施設による浸水対策、耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに業務継続計画（BCP）の作成など、ハード・ソフト一体となった取り組みを推進していく。(再掲) **【住宅・都市】** **【下水道課】**

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

〔避難所の防災機能強化〕

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。**【行政機能／警察・消防／防災教育等】**, **【産業構造】** **【危機管理課】**

〔避難所の感染防止対策〕

- 避難所での感染症まん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを活用し、避難所の衛生環境の整備に係る取り組みを引き続き行う。
- 避難所での感染症対策に必要な資機材等の備蓄を進める。**【保健医療・福祉】** **【危機管理課、保健医療課】**

〔非常用物資の備蓄の推進〕

- 応急用の市備蓄物資や民間備蓄との連携等による市全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲) **【保健医療・福祉】** **【危機管理課】**

〔医療資材などの確保〕

- 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。(再掲)
- 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。(再掲)
- 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。(再掲) **【保健医療・福祉】** **【危機管理課、保健医療課】**

〔心のケアなどの支援体制の整備・強化〕

- 災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、関係団体との連携を図るとともに、研修会等を実施するなど引き続き体制の強化を図る。**【保健医療・福祉】** **【保健医療課】**

- 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。
- 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関による相談窓口の共同設置等の取り組みを支援する。
- 各避難所の環境・運営改善を進めるため、県と連携して、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成・見直しや設備環境の整備を行う。
【行政機能／警察・消防／防災教育等】 【危機管理課】

- 災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等によるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。
【保健医療・福祉】 【高齢者福祉課、保健医療課】

【ボランティア体制の構築等】

- 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を更に充実させる取り組みを推進する。(再掲)
- 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。(再掲)
- 地域組織と市社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる市社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。(再掲)
- 感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため、感染症対策の徹底等に留意して、適切な対応が取られるように、市と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。(再掲)
【保健医療・福祉】、【リスクコミュニケーション】、【人材育成】
【社会福祉課、生涯学習課】

【要配慮者に対する支援】

- 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所の指定を引き続き推進していく。
- 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。
【保健医療・福祉】、【官民連携】 【危機管理課、社会福祉課、高齢者福祉課】

【平時からの連携体制構築】

- 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。
【保健医療・福祉】、【リスクコミュニケーション】 【高齢者福祉課、保健医療課】

【浄化槽対策】

- 災害からの復旧時における災害廃棄物の適切かつ迅速な処理及び浄化槽の復旧支援を引き続き行う。(再掲)
- 県や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市が行う浄化槽台帳の整理等を着実にを行う。(再掲) 【環境】 【環境政策課、下水道課】

【下水道施設の減災対策】

- 下水道施設による浸水対策、耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに業務継続計画（BCP）の作成など、ハード・ソフト一体となった取り組みを推進していく。(再掲)
【住宅・都市】 【下水道課】

〔遺体への適切な対応〕

- 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所としてのみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き県等との連携を推進する。
- 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、県等との連携を推進する。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】 [危機管理課]

〔被災動物等への対応〕

- ペットの同伴避難等について、避難所における受入れ体制を整備する。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】 [危機管理課、環境政策課]

施策に関連する指標	現状値	目標値
各種災害協定締結件数	21 件 (R1)	50 件 (R6)
市道改良率	69.5% (R1)	72.3%以上 (R6)
福祉ボランティア登録率	5.0% (R1)	5.1%以上 (R6)
消防団員充足率	92.2% (R1)	95.7%以上 (R6)
自主防災組織の組織率	75.7% (R1)	80.0%以上 (R6)
高齢者のインフルエンザ予防接種率	65.3% (R1)	80.0%以上 (R6)
自治会内に集いの場(サロン・デイホーム)のある割合	97.5% (R1)	76.0%以上 (R6)

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

〔庁舎の耐震化〕

- 「庄原市業務継続計画」、「庄原市耐震改修促進計画」等に基づき、防災上重要な公共建築物の耐震改修や施設設備の充実を推進し、各種災害への備えの向上を図る。また、緊急的に代替施設を利用できるよう施設の選定及び設備の充実を推進する。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【住宅・都市】 [危機管理課、都市整備課]

〔執務環境、実施体制の維持確保〕

- 市の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取り組みや、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取り組みを引き続き推進する。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】 [総務課、危機管理課]

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【産業構造】 [危機管理課]

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 県・市の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【官民連携】 [危機管理課]

- 市の業務継続計画（BCP）について、定期的に訓練等を通じて検証・見直しを行う。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】 [危機管理課]

〔広域応援体制の構築〕

- 大規模災害発生時の人的・物的支援については、広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、県も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練等を通して実効性を強化していく。(再掲)

【行政機能／警察・消防／防災教育等】 [危機管理課]

施策に関連する指標	現状値	目標値
各種災害協定締結件数	21件 (R1)	50件 (R6)

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

〔庁舎の非常用電源の確保〕

- 市の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取り組みや、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取り組みを引き続き推進する。(再掲)
【行政機能／警察・消防／防災教育等】 【総務課、危機管理課】
- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲)
【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【産業構造】 【危機管理課】

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、庄原市地域情報化計画に基づき整備した、超高速情報通信網及び住民告知端末を適切に管理運営する。(再掲)
- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営する。(再掲)
- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。(再掲)
- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市庁舎等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に管理運営する。(再掲)
【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【情報通信】
【管財課、行政管理課、危機管理課】

4-2 テレビ・ラジオ・住民告知放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

〔災害情報伝達手段の多様化〕

- 市民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。
- 受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。
【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【情報通信】 【危機管理課】

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、庄原市地域情報化計画に基づき整備した、超高速情報通信網及び住民告知端末を適切に管理運営する。(再掲)
- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営する。(再掲)
- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等の運用及び維持管理を継続する。(再掲)
- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市庁舎等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に管理運営する。(再掲)
【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【情報通信】
【管財課、行政管理課、危機管理課】

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
-----	--

〔自助・共助の取り組み強化〕

- 「自助」「共助」の取り組みを一層推進する施策として、災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」（自らの防災行動計画）の普及促進等に取り組んでいく。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】 **〔危機管理課〕**

〔防災教育の推進〕

- 地域で行われる防災教室等への市民の一層の参加を促進するとともに、子育てサークルやサロン等における防災教室の担い手育成などの取り組みを通じて、市内の地域コミュニティにおける防災教室等への参加の呼び掛けを引き続き促す。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】 **〔危機管理課〕**

〔災害情報伝達手段の多様化〕

- 市民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。
（再掲）

- 受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。**（再掲）**

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【情報通信】 **〔危機管理課〕**

〔情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備〕

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、庄原市地域情報化計画に基づき整備した、超高速情報通信網及び住民告知端末を適切に管理運営する。**（再掲）**

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営する。**（再掲）**

- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。**（再掲）**

- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市庁舎等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に管理運営する。**（再掲）**

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【情報通信】

〔管財課、行政管理課、危機管理課〕

〔災害対応能力の向上〕

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、県や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。**（再掲）**

- 関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。
（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】 **〔危機管理課〕**

〔要配慮者に対する支援〕

- 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画の見直しを行うなど適切に管理運営する。
- 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等に向け、引き続き関係団体の連携を促進する。

【保健医療・福祉】 **〔危機管理課、社会福祉課、高齢者福祉課〕**

- 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所の指定を引き続き推進していく。**（再掲）**
- 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。**（再掲）**

【保健医療・福祉】、【官民連携】 **〔危機管理課、社会福祉課、高齢者福祉課〕**

- 水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設においては、計画が作成されるよう、継続的な働きかけを実施する。

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【保健医療・福祉】

〔危機管理課、高齢者福祉課、児童福祉課、保健医療課、教育委員会〕

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取り組みを行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。**（再掲）**
- 防災リーダー養成及び技能向上の取り組みを、引き続き、県と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。**（再掲）**
- 県と市が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。**（再掲）**

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】、【人材育成】

〔危機管理課〕

施策に関連する指標	現状値	目標値
各種災害協定締結件数	21 件 (R1)	50 件 (R6)
住民告知端末の整備率	82.3% (R1)	80.0%以上 (R6)
自主防災組織の組織率	75.7% (R1)	80.0%以上 (R6)

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

〔事業継続の取り組みの推進〕

- 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等における業務継続計画（BCP）策定を促進する。 【産業構造】 【危機管理課、商工観光課】

〔陸上交通網の確保〕

- 陸上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用する必要があるため、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続きヘリポートの確保及び維持管理等に努める。（再掲） 【交通・物流】 【危機管理課】
- 「庄原市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に道路改良や橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。（再掲）
- 道路防災総点検等により抽出された要対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を計画的に実施する。
- 豪雪地帯の道路区間において、冬季の堆雪による道路閉塞を防止するため、除雪事業（除雪車の増備等）を継続実施する。 【交通・物流】、【老朽化対策】 【建設課、都市建築課】

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

〔有害物質流出対策〕

- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- 汚染事故の発生に際しては、速やかに消防・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- P R T R法(化学物質排出把握管理促進法)及び広島県生活環境の保全に関する条例により、各事業所からの化学物質の排出量や管理状況等を把握する。
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。 【環境】 【環境政策課】

5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

〔災害に強いインフラ整備〕

- 「庄原市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に道路改良や橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。（再掲） 【住宅・都市】、【交通・物流】 【建設課】
- 大規模な洪水による浸水対策などとして、優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、県との連携を図りながら、河川整備を更に推進していく。 【住宅・都市】、【市土保全】 【建設課】

〔交通安全施設等の整備〕

- 老朽化した交通安全施設の更新等、「庄原市交通安全計画」及び「道路整備計画」に基づく災害に備えた道路環境の整備を推進する。 【交通・物流】 [危機管理課、建設課]

〔交通規制の実施〕

- 災害時において迅速かつ的確に交通規制等の措置が講じられるよう、平時から重要な交差点等を抽出し、市、道路管理者及び庄原警察署が手順等の共有に努める。 【交通・物流】 [建設課]

5-4 食料等の安定供給の停滞

〔物資調達・供給の連携体制の整備〕

- 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、市と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保に努める。(再掲)
- 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し、災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。(再掲)

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【交通・物流】、【官民連携】 [危機管理課]

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響

〔用水供給施設の老朽化対策〕

- 老朽化が進む上水道、農業水利施設について、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を図る。
- 上水道、農業水利施設の耐震化を進めるため、県等との連携により、人材の育成やノウハウの習得等を推進する。

【住宅・都市】、【人材育成】、【老朽化対策】 [建設課、農業振興課、水道課]

施策に関連する指標	現状値	目標値
市道改良率	69.5% (R1)	72.3%以上 (R6)
各種災害協定締結件数	21件 (R1)	50件 (R6)

- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

〔再生可能エネルギーの導入促進〕

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲)
【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【産業構造】 [危機管理課]

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

〔市営水道の供給体制の強化等〕

- 水道施設の耐震化計画を策定し、計画的な耐震化を推進する。
また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるよう検討する。(再掲)
- 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、県が、令和2(2020)年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取り組みを進めていく。(再掲)
【住宅・都市】、【老朽化対策】 [水道課]

6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〔下水道施設の減災対策〕

- 下水道施設による浸水対策、耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに業務継続計画（BCP）の作成など、ハード・ソフト一体となった取り組みを推進していく。(再掲)
【住宅・都市】 [下水道課]

〔浄化槽対策〕

- 災害からの復旧時における災害廃棄物の適切かつ迅速な処理及び浄化槽の復旧支援を引き続き行う。(再掲)
- 県や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市が行う浄化槽台帳の整理等を着実にを行う。(再掲) 【環境】 [環境政策課、下水道課]

〔災害廃棄物処理計画に基づく対応〕

- 「庄原市災害廃棄物処理計画」(令和2(2020)年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元(2019)年5月)を基に、県や関係団体等と連携した研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、必要に応じてこれら計画やマニュアルの見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)
【環境】 [環境政策課]

6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

〔緊急輸送体制の整備〕

- バス事業者及びタクシー協会との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。
- 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、市民の通勤・通学等の移手段の確保を図る。

【交通・物流】 [市民生活課]

〔災害に強いインフラ整備〕

- 「庄原市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に道路改良や橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。(再掲)

【住宅・都市】、【交通・物流】 [建設課]

- 大規模な洪水による浸水対策などとして、優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、県との連携を図りながら、河川整備を更に推進していく。(再掲)

【住宅・都市】、【市土保全】 [建設課]

〔交通安全施設等の整備〕

- 老朽化した交通安全施設の更新等、「庄原市交通安全計画」及び「道路整備計画」に基づく災害に備えた道路環境の整備を推進する。(再掲)

【交通・物流】 [危機管理課、建設課]

施策に関連する指標	現状値	目標値
汚水処理普及率	72.2% (R1)	71.2%以上 (R6)
市道改良率	69.5% (R1)	72.3%以上 (R6)

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

〔消防団・自主防災組織の充実〕

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取り組みを行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。（再掲）
- 防災リーダーの養成及び技能向上の取り組みを、引き続き県と連携して実施し、自主防災組織の活性化や設立に取り組む。（再掲）
- 県と市が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】、【人材育成】

【危機管理課】

〔危機管理体制の維持・強化〕

- 県・市の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【官民連携】 【危機管理課】

〔市街地での防災機能の確保等〕

- 地震・火災などの災害に備えて、広域的な防災避難拠点となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を推進する。（再掲） 【住宅・都市】 【都市整備課】
- 地震・火災などの災害に備えて、消火栓のみに頼らないよう消防水利の適正な配置及び整備を推進する。 【住宅・都市】 【危機管理課】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

〔住宅・建築物等の耐震化〕

- 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する防災拠点建築物について、耐震化を促進する。（再掲）
- 県、市及び関係団体等が連携し、引き続き計画的な耐震化が行われるよう市内の住宅・建築物の耐震化を呼びかける。（再掲） 【住宅・都市】 【都市整備課】

〔既存建築物等の総合的な安全対策〕

- 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取り組みを県と連携を図りながら引き続き推進する。（再掲）
- 避難路沿道建築物に該当するブロック塀については、「庄原市ブロック塀等安全確保事業補助制度」の普及啓発を実施し、除却や建替えを支援する。（再掲）

【住宅・都市】 【都市整備課】

〔孤立化防止のためのインフラ整備〕

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。(再掲)
【住宅・都市】、【産業構造】、【交通・物流】、【市土保全】、【老朽化対策】 【建設課】
- 陸上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用する必要があるため、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続きヘリポートの確保及び維持管理等に努める。(再掲) 【交通・物流】 【危機管理課】

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

〔土砂災害や山地災害の対策施設の整備〕

- 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の計画的な点検・修繕を実施する。(再掲)
- 山地災害危険地区の情報等をホームページで公表するなど、市民の適切な避難実施に必要な情報の提供に取り組んでいく。(再掲)
【産業構造】、【市土保全】 【危機管理課、建設課】

〔農業用ため池、水利施設の老朽化対策〕

- 地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、ハザードマップを作成し公表する。
- ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する。
- 定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。
- 水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。
【産業構造】、【市土保全】、【老朽化対策】 【建設課】

〔地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策〕

- 地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。
- 基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。
【産業構造】、【市土保全】、【老朽化対策】 【建設課】

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

〔有害物質流出対策〕

- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。(再掲)
- 汚染事故の発生に際しては、速やかに消防・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。(再掲)
- P R T R法(化学物質排出把握管理促進法)及び広島県生活環境の保全に関する条例により、各事業所からの化学物質の排出量や管理状況等を把握する。(再掲)

- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。(再掲) **【環境】** **【環境政策課】**

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

〔農地・森林等の保全の取り組み〕

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
- 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。
- 公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、市民生活に影響の大きい森林から整備を進める。
- 放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、市民参加の森づくりを推進する。

【産業構造】、【市土保全】、【環境】、【土地利用（市土利用）】

【農業振興課、林業振興課】

施策に関連する指標	現状値	目標値
消防団員充足率	92.2% (R1)	95.7%以上 (R6)
自主防災組織の組織率	75.7% (R1)	80.0%以上 (R6)
市道改良率	69.5% (R1)	72.3%以上 (R6)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	88.8% (R2)	設定しない (目指す姿 R12 100%)
住宅の耐震化率	67.6% (R2)	78.4% (R7)
耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	25.0% (R2)	概ね解消 (R7)
認定農業者数	212 経営団体 (R1)	270 経営団体以上 (R6)
担い手が管理する農用地割合	31.6% (R1)	50.0%以上 (R6)
民有林における森林経営計画認定面積の割合	7.8% (R1)	16.0%以上 (R6)

(8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〔災害廃棄物処理計画に基づく対応〕

- 「庄原市災害廃棄物処理計画」(令和2(2020)年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元(2019)年5月)を基に、県や関係団体等と連携した研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、必要に応じてこれら計画やマニュアルの見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)

【環境】 [環境政策課]

8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

〔建設業の担い手確保〕

- 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取り組み等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を引き続き推進する。

【産業構造】、【人材育成】、【官民連携】 [建設課]

〔建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備〕

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取り組みを引き続き推進する。(再掲)

【住宅・都市】、【人材育成】、【老朽化対策】 [都市整備課]

- 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備や被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取り組み、及び技術等の向上のための講習会等の開催等を引き続き推進する。

【住宅・都市】、【人材育成】 [都市整備課]

- 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に引き続き努める。

【住宅・都市】、【人材育成】 [建設課、都市整備課]

〔地籍調査の推進〕

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要なため、緊急性の高い地域で地籍調査を優先的に実施する。

【土地利用(市土保全)】 [地籍用地課]

〔消防団・自主防災組織の充実・強化〕

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取り組みを行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。（再掲）
- 防災リーダー養成及び技能向上の取り組みを、引き続き、県と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。（再掲）
- 県と市が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】、【人材育成】

【危機管理課】

〔自助・共助の取り組み強化〕

- 「自助」「共助」の取り組みを一層推進する施策として、災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」（自らの防災行動計画）の普及促進等に取り組んでいく。（再掲）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】、【リスクコミュニケーション】

【危機管理課】

〔平時からの連携体制構築〕

- 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。（再掲）

【保健医療・福祉】、【リスクコミュニケーション】

【高齢者福祉課、保健医療課】

〔市街地での防災機能の確保等〕

- 地震・火災などの災害に備えて、広域的な防災避難拠点となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を推進する。（再掲）
- 避難路などの総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策等の取り組みを県と連携を図りながら引き続き推進する。（再掲）

【住宅・都市】

【都市整備課】

〔被災者の住宅確保〕

- 市営住宅や民間賃貸住宅の空き状況を適宜把握するなど、関係業界等とも連携して、迅速に応急住宅を確保できる体制を構築する。

【住宅・都市】

【都市整備課】

〔文化財の保護〕

- 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、文化財の把握、災害時の搬出方法や搬出体制の想定、計画立案を行う。
- 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。

【住宅・都市】

【教育委員会】

〔農地・森林等の保全取り組み〕

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
(再掲)
- 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再生林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。(再掲)
- 公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、市民生活に影響の大きい森林から整備を進める。(再掲)
- 放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、市民参加の森づくりを推進する。(再掲)

【産業構造】、【市土保全】、【環境】、【土地利用（市土地利用）】

[農業振興課、林業振興課]

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

〔事業用地の確保〕

- 事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事務を進める。
- 所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を検討するとともに現在、国において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、その動向を注視し、利用可能な制度の活用を図る。

【住宅・都市】

[都市整備課、地籍用地課]

〔被災者の住宅確保〕

- 市営住宅や民間賃貸住宅の空き状況を適宜把握するなど、関係業界等とも連携して、迅速に応急住宅を確保できる体制を構築する。(再掲)

【住宅・都市】

[都市整備課]

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等の甚大な影響

〔正確な情報提供〕

- 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

【リスクコミュニケーション】

[危機管理課]

〔事業継続の取り組みの推進〕

- 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等における業務継続計画（BCP）策定を促進する。(再掲)

【産業構造】

[危機管理課、商工観光課]

施策に関連する指標	現状値	目標値
地籍調査実施率	18.8% (R1)	19.4%以上 (R6)
自主防災組織の組織率	75.7% (R1)	80.0%以上 (R6)
担い手が管理する農用地割合	31.6% (R1)	50.0%以上 (R6)
民有林における森林経営計画認定面積の割合	7.8% (R1)	16.0%以上 (R6)

2. 重点化施策

大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を限られた資源で効果的・効率的に推進するためには、影響の大きさや重要性を考慮した上で重要な施策を重点的に行う必要があるため、国の基本計画や県計画を踏まえ●印を付した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に関する施策を重点化施策として位置づけ取り組みを推進する。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		重点化 施策
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	●
1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	●
1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	●
1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	●
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
3-1	市職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	●
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	●
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	●
5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下	
5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
5-3	幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
5-4	食料等の安定供給の停滞	
5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響	
6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	●
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	
7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	●
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃	
7-5	農地・森林等の被害による市土の荒廃	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
8-2	復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態	
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響	

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制のもとで、各部署が相互に連携を図りながら一丸となって取り組む。

2. 計画の進捗管理

本計画は、本市の最上位の行政計画である市長期総合計画との整合・調和を取る必要があることから、本計画の進捗管理については、毎年度、市長期総合計画の見直しと併せて、それぞれのリスクシナリオごとの施策の取り組み内容及び指針の現状を把握し、今後の効果的な施策推進につなげる。

3. 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国及び県の強靱化施策の取り組み状況や本市の市長期総合計画の見直し等を考慮しつつ、適宜、見直しを行う。

なお、本計画は、他の分野別計画における本市の強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、「庄原市地域防災計画」をはじめ各分野別計画の見直しの際は、本計画との整合を図るものとする。